

## 当会の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」とする。）は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当会は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. ガイドラインを踏まえた当会の体制

- (1) 融資のご相談・お申し込み、既存保証の変更・解除のお申出、保証債務整理のお申出（お客さま）
- (2) 経営者保証に関するガイドラインのご説明（営業担当）
- (3) 経営者保証の必要性検討および融資審査（営業担当・審査担当）※1
- (4) 経営者保証の必要性要否にかかるご説明（営業担当）
- (5) 保証契約のご説明と保証意思確認（営業担当）※2
- (6) 保証契約締結、融資実行（営業担当）※2

※1 審査の結果により、申し込み時のご希望にそえない場合がございます

※2 保証契約が必要な場合のみ

### 2. 経営者保証にかかるご説明内容

#### (1) 保証契約締結の必要性の検討

以下の事項について確認を行い、どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、また、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかについて、丁寧かつ具体的な説明に努めます。

- ア. 法人の事業資産と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- イ. 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない
- ウ. 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
- エ. 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
- オ. 経営者等から十分な物的担保の提供がある

#### (2) 適切な保証金額

主に以下の観点を総合的に勘案し、適切な保証金額の設定に努めます。

- ア. 資産および収益の状況、融資額
- イ. 信用状況、物的担保等の設定状況
- ウ. 適時適切な情報開示姿勢等

#### (3) 既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約にかかる変更、解除等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行います。

#### (4) 事業承継時

事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

#### (5) 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証を提供いただく場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案して履行の範囲を決定します。